

電気用品安全法に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令の一部改正について

平成19年8月31日
商務流通G製品安全課

文書細断機（シュレッダー）及び電気ストーブについては、人的被害を含む事故等が発生したことを踏まえ、平成19年8月17日付けで電気用品安全法に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正した。改正内容は以下のとおり。

1. 改正の経緯

(1) シュレッダー

昨年3月及び7月に、一般家庭においてシュレッダーの文書投入口に幼児が誤って手を入れ、指を切断した大変痛ましい事故が発生した。その後の調査結果によると、この他にも1983年から2006年までの間に、シュレッダーによる事故が全国で合計49件発生していたことが明らかとなり、シュレッダーによる事故の発生又は拡大を防止するための措置を早急に講じる必要が生じたため、技術基準の改正を行うこととした。

(2) 電気ストーブ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度や試買テストにおいて、リモコン付き電気ストーブが他の製品（テレビ、ビデオ等）のリモコン操作によって誤作動する事例が複数報告された。

電気ストーブは、誤作動によって意図せず電源が入ることにより火災等の事故が生じる可能性があることから、技術基準の改正を行うこととした。

2. 改正内容

(1) シュレッダー

現行の技術基準を改正し、シュレッダーの構造に関する追加要求事項として以下の項目を追加する。

細断部に対する試験指を用いた接触等の試験要求

幼児の指の大きさも考慮して設計された試験指（先端幅5.8mm）を用いて、文書投入口等に対する試験を行い、試験指が危険な可動部に接触しないこと。

安全インターロック解除の制限

安全インターロック（紙くずを取り出すとき等に、刃が回転しないようにする機構）が子供のいたずら等により、解除されないようにすること。

電源遮断スイッチの設置要求

文書投入口に誤って衣類等が引き込まれた場合に、使用者が電源を速やかに遮断できるスイッチを設置すること。

注意表示の要求

子供が使用すると怪我をするおそれがあること及び文書投入口に手や衣類などが触れると引き込まれて怪我をするおそれがあることなどを、文書投入口の近傍にわかりやすく表示すること。

（２）電気ストーブのリモコン

現行の電気ストーブの技術基準を改正し、追加要求事項として以下の項目を追加する。

リモコンによる電源のON操作の禁止

赤熱する発熱体が外部から見える構造の電気ストーブについては、無線式リモコンによる電源のON操作ができないものとする。

ただし、高所取付け形のもの（主に寒冷地等で天井等に埋め込まれて使用されるもの）については、電気ストーブの周辺に意図せず偶然に可燃物が存在していることは想定できず、誤作動によって意図せず電源が入ることがあっても火災等が生ずるおそれは極めて低いことから、対象から除外することとする。

3. 今後の予定

シュレッダー及び電気ストーブ共に、平成19年9月18日から施行とする。